

## 会長声明（貸金業法規制緩和策について）

社会問題となっていた多重債務問題を解決すべく、貸金業法等の改正による出資法の上限金利の引き下げ及び年収の3分の1以上の貸付禁止（総量規制）等が完全施行された平成22年6月18日から既に4年余りが経過した。

官民を挙げた多重債務問題改善プログラムに基づく相談窓口の拡充などの取り組みによって、多重債務及びそれに関わる問題は確実に減少し、統計上においても、この完全施行によって、多重債務問題は大きく改善していることは顕著な事実である。

しかし今、消費者金融など貸金業者の規制緩和に向け、自由民主党が検討している貸金業法の再改正の概要は、認可貸金業者に限り、上限金利を利息制限法の適用から除外し、上記完全施行まで一部有効であった29.2%に戻し、さらに、この認可貸金業者は、個人の総借入額を年収の3分の1以内に制限する総量規制からも除外するということを、財務金融部会の下部に設けた小口金融市場に関する小委員会で検討し、今秋の臨時国会に議員立法として再改正案提出を目指すとしている。

その理由として、銀行融資を受けにくい中小零細企業や個人事業者が一時的な資金を消費者金融から借りにくくなっていること、小口融資を受け易くすることなどが挙げられているが、しかし、今世に求められているのは、高利による過剰な融資ではなく、生活や事業を破綻させないための低利融資制度の拡充（セーフティネット）や総合的な経営支援策の拡充であり、また、現行の利息制限法及び出資法の上限利率ですら明らかに高利であり、この上限利率の引き下げこそ強く求められるところ、中小零細企業や個人事業者が、この上限利率をさらに上回る高利な金利負担をしてまで事業継続にとって高利の貸付金が必要不可欠であるという現状にはない。

真に中小零細企業あるいは個人事業者のためになる施策は、規制を緩和した高利貸付や総量規制を撤廃することではなく、多角的な視点から検討を加えた支援策を検討・実施していかなければ、中小零細企業等の更なる発展は見込めない。

また、現在の低金利社会からすれば、29.2%もの高金利は、健全な中小零細企業等であってもその経営を破綻させる水準であるとの報告すらあり、資金繰りのため借入れをせざるを得ない者に対して、このような高金利での借入れを一旦許容すれば、その急場を凌ぐことのみしかできず、その後より過酷な経済状況が多くの中・小零細企業等を待ち受けていることは自明と言わざるを得ない。

さらに、この貸金業法の再改正がなされれば、中小零細企業等のみならず、給与所得者等へも波及が予想されている。

したがって、多重債務撲滅のため、完全施行された改正貸金業法等を緩和・回帰させるということは、ここまで官民一体となって協力し合い当初の目的を成し遂げてきた運動を道半ばにも拘わらず方向転換し、深刻な多重債務問題を再燃させるものであり、また、自殺死亡率についても、この多重債務問題への対策が前進したことから、急上昇以前の水準レベルまで低下しつつあるものの、世界的な観点からみた日本における自殺率の高さは異常な事態であって、これらの施策を継続し、かつ、さらなる進展を図っていかなければ、新たな課題の出現により上昇する危険性もはらんでいると言えることから、これらに逆行するかのような改正は、国民生活、日本経済において取り返しのつかないこととなる。

よって、当会は、新たな多重債務問題をこれ以上生ませないためにも、また、同じ過去の忌まわしい社会問題を繰り返させないためにも、個人及び中小零細企業者並びに個人事業者を脅かすような再改正については、懸念を表明すると同時に、健全な社会の実現に向け、上限金利の更なる引き下げと充実したセーフティネットや社会保障の実現を強く要望するものである。

平成26年9月13日

千葉司法書士会 会長 齋藤 正志